

(平成23年10月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認熊本地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から51年3月までの期間及び同年10月から53年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年2月から48年3月まで
② 昭和49年4月から51年3月まで
③ 昭和51年10月から53年6月まで

大学2年生のときの昭和45年*月に、母から電話で年金の加入の手続をしたこと、父が納付してくれることを誕生日のプレゼントとしてもらったことを記憶している。53年頃に自分で口座振替とするまでの期間である申立期間の国民年金保険料は、近所の集金人に妹を使いとして父親が毎月納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③について、申立人は、申立期間以降の期間については、国民年金保険料を全て納付しており、申立人の保険料と一緒に納付したとする両親の保険料も全て納付済みになっていることから、申立人及びその両親の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間当時の国民年金保険料の集金人の名前及び集金方法等を記憶しているなど、申立期間当時の納付状況を具体的かつ詳細に記憶しているほか、国民年金に加入手続したと考えられる昭和49年4月以前の期間である48年4月から49年3月までの期間の保険料を遡って納付しておきながら、加入手続した以降の申立期間②及び③の保険料を、前後の期間において、住所変更も無く、生活状況にも大きな変更は無かったとしているのに、未納のままにしておくのは不自然である。

一方、申立期間①については、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手

続を行い、申立人の父親が国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の資格取得日等調査により、昭和49年4月以降に払い出されていることが推認され、申立期間①当時においては、当該期間は未加入期間であり保険料を納付することはできなかったものと考えられる上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から51年3月までの期間及び同年10月から53年6月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 6 月から 38 年 3 月までの期間、39 年 7 月、同年 8 月、同年 10 月、41 年 7 月から同年 12 月までの期間、43 年 9 月及び 45 年 2 月から 61 年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 6 月から 38 年 3 月まで
② 昭和 39 年 7 月及び同年 8 月
③ 昭和 39 年 10 月
④ 昭和 41 年 7 月から同年 12 月まで
⑤ 昭和 43 年 9 月
⑥ 昭和 45 年 2 月から 61 年 12 月まで

昭和 36 年頃、父親が私の国民年金の加入手続を行い、当初は家族の国民年金保険料を地区の区長に納付していた。私が A 市に転居してからは、私や妻が保険料を納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③については、申立人の父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人の家族の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人自身が国民年金の加入手続や保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付したとする父親は既に死亡しており、申立人の保険料の納付に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間に係る保険料の納付状況が不明である上、申立人の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）も無く、申立人の申立期間に係る保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間④及び⑤並びに申立期間⑥のうち昭和 45 年 2 月から 53 年 2 月までの期間については、B 市（現在は、C 市）が保管する申立人に係る国民年

金被保険者名簿によれば、備考欄に「転出 S53.7.19 D町へ」と記載されており、申立人が当時在住していたA市には住民登録をしていなかったものと推認でき、同市では国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる上、申立期間⑤については、平成4年11月25日に国民年金の資格の取得及び喪失の記録追加が行われたことから、申立期間当時、当該期間は未加入期間だったと考えられる。

申立期間⑥のうち、昭和53年3月から61年12月までの期間については、D町役場において国民年金保険料を自分で納付したと主張しているが、申立人の保険料の納付に関する記憶が曖昧であるため、申立期間に係る保険料の納付状況が不明である上、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）も無く、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとともに、申立人の妻も当該期間の保険料が未納である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 1 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 1 月から 58 年 3 月まで

昭和 55 年から 58 年までの間に、突然、市役所の年金担当者から電話があり「あなたは、年金をお掛けになっていませんね。強制ではありませんが、今ならまとめてお掛けになると将来年金を受け取るのには大丈夫ですよ。」と言われた。金額を聞くと「30 万円ぐらいでよい。」と言われたので、姉が銀行から振り込んだのに申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 55 年から 58 年までの間に、市役所から電話があったのでまとめて申立期間の国民年金保険料を 30 万円ぐらい納付したと主張しているが、申立人が所持する国民年金手帳記号番号は、手帳記号番号払出簿から昭和 59 年 3 月に払い出されていることが確認できることから、当該時点では、申立期間の大部分は時効により納付できない期間である上、過年度納付が可能である申立期間のうち 57 年 1 月から 58 年 3 月までの保険料についても制度上、市役所に納付することはできない。

また、申立人の姉は、申立人の国民年金の加入手続を行った時期、保険料を納付した時期や納付金額等の記憶が曖昧であることから、加入状況及び納付状況は不明である上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す資料（家計簿等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。